

『令和 7 年 3 月 1 7 日開催』

総 務 常 任 委 員 会

委 員 長 報 告

(請 願)

【令和 7 年 3 月定例会】

委員長 荻 野 梓

それでは、当委員会に審査を付託されました請願第2号「国へ「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願」につきまして、その審査概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、紹介議員に説明を求めましたところ、2023年10月に導入されたインボイス制度は、免税事業者に対して経済的にも事務的にも大きな負担を与えている。埼玉県議会では、インボイス制度の廃止等を求める意見書を可決しており、特に中小企業の多い本市からもこうした意見書を国へ提出することを求めるとの説明を徴しました。

以上の説明の後、質疑なく、討論へと移行し、まず、インボイス制度は、登録事業者になることを強要しておらず、それぞれが置かれた立場で、登録するか否かを選択できる制度である。税金は、皆が公平に払うべきものであり、商取引において不明瞭な部分をなくし、消費税を適正に納めるのが本来の姿であり、今は、国の動向を注視するべきと判断し、本請願の採択に反対するとの意見。

また、フリーランスの方や零細企業の方は、仕事をしながらインボイス制度の事務作業を行うことで、商売を続けていくことが困難となることから、市民の生活を守るためにも、このインボイス制度の廃止を地方から求める必要があると考える。埼玉県議会が、インボイス制度の廃止等を求める意見書を国に提出しており、中小企業が多い本市としても、こうした意見書を提出するべきであると考えことから、本請願の採択に賛成するとの意見。

さらに、インボイス制度により、売上にかかる税額と、仕入にかかる税額が明確となり、正確な消費税額の計算が可能となったため、税の公平性の観点から見て、本制度は重要である。導入開始から1年以上が経過し、廃止による混乱も危惧されることから、本請願の採択に反対するとの意見。

また、中小企業や零細企業の方々から、インボイス制度の困難な部分について相談を受けてきたことから、この制度の在り方を、今後検討していく必要があると考えることから、本請願の採択に反対するとの意見。

またさらに、埼玉県議会がインボイス制度の廃止等を求める意見書を国に提出したので、今後は国の動向を注視するとともに、廃止ではなく見直しや改正案を検討し、多くの会派がより同意できる形で意見書を提出するべきであると考えことから、本請願の採択に反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本請願は起立者少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。